

上田 亮子 日本投資環境研究所主任研究員
小林 慶一郎 慶應義塾大学教授

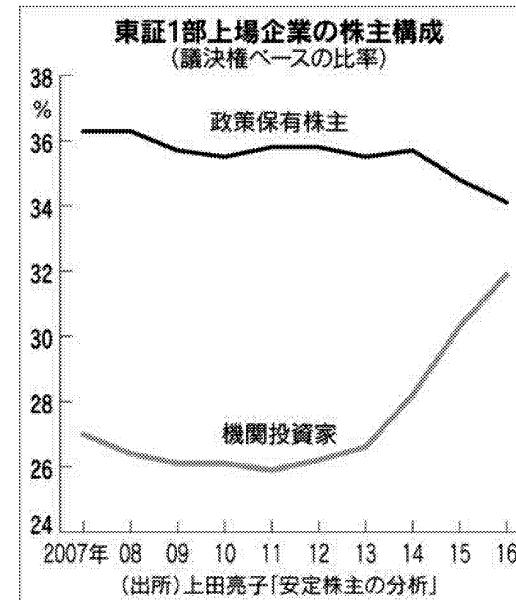
- 日本の政策保有株主は34%と依然存在感
- ドイツは売却益非課税で政策保有が減少
- 企業価値向上への政策保有には説明責任

厳しい意見を受けるため、政策保有株主が多く存在する会社では、経営者が機関投資家と対話する意欲を失うというモラルハザード(倫理の欠如)のリスクもある。



企業統治と安定株主

持ち合い解消へ税優遇も



場合など、様々な形態がある。ところが政策保有は相互保有のケースに限定して捉えられることが多い、すでに解消に向かっているとの認識も少なくない。日本経済新聞

筆者(上田)は16年3月期の有価証券報告書(有報)の開示情報に基づき、日銀資金循環統計、日本取引所グループ株式分布状況調査も参考に、政策保有株主の実態を調査した。

投資家との対話で成長を

主比率は36・3%、機関投資家比率は27

・0%であった。その後、コ

ーパレートガバナンスや資本の効率的活用に対する意識の変化を受け、16年には政策保有株主比率は34・1%に低下し、機関投資家比率は31・9%に上昇したが、依然、政

策保有株主の存在感は大きい

(図参照)。政策保有株主の内訳は、4分の3程度が事業法人、残りを保険会社と銀行

がほぼ等分し、政府及び地方公共団体はごくわずかである。

相手企業の支配権を伴わない程度の株式を保有し、取引などの基礎となる信頼関係を構築するという株式の「政策保有」は、わが国の企業文化に根差した商慣習である。2015年に東京証券取引所などが公表したコード(企業統治指針)では、株主資本の効率的活用と価値創造への投資を促す観点から、「政策保有株式を保有する場合」は「政策保有に関する方針を開示すべき」と定められている。

他方、金融庁の「スチュワードシップ・コード(機関投資家の行動規範)」とコード(企業統治指針)では、株主資本の効率的活用と価値創造への投資を

の影響力は相対的に高まっている。一方、政策保有株主はほとんどの場合、株主総会において賛成票を投じる友好的な立場として認識されている。経営者は時に機関投資家から

ポイント

- 日本の政策保有株主は34%と依然存在感
- ドイツは売却益非課税で政策保有が減少
- 企業価値向上への政策保有には説明責任

会社、銀行、事業法人で、機関投資家は国内年金、国内投資家であるとの推測に基づく。証券会社は政策保有目的と純投資目的の区分が、個人・その他は創業家などと一般株主の区分が困難なため「その他」に含めた。例えば政策保有株主でも純投資として保有する部分もあり得るが、保有目的の区別は困難であり、保有主体で区分した。株主の保有目的について発行側の企業からはやむを得ない状況だ。

調査結果をみると、07年に式について、有報で上位30社を持ち合い比率は10%を下回ったたあるが、これは保有主体を上場企業に限定し、生命保険会社を含めず、時価総額ベースとしている。

政策保有目的で保有する株式持ち合い比率は10%を下回ったたあるが、これは保有主体を上場企業に限定し、生命保険会社を含めず、時価総額ベースとしている。

筆者(上田)は16年3月期の有価証券報告書(有報)の開示情報に基づき、日銀資金循環統計、日本取引所グループ株式分布状況調査も参考に、政策保有株主の実態を調査した。

筆者(上田)は16年3月期の有価証券報告書(有報)の開示情報に基づき、日銀資金循環統計、日本取引所グループ株式分布状況調査も参考に、政策保有株主の実態を調査した。

ドイツでは、伝統的に銀行における株式持ち合いや事業会社の政策保有が見られた。だが、2000年代のシユレーダー政権下で資本市場により株式持ち合いの解消が促進された結果、金融機関を中心とした構造的な政策保有政策が導入された。政策効果によるキャピタルゲイン非課税により株式持ち合いの解消が

した。これに伴い、機関投資家がますます個別事情を勘案して、機関投資家の議決権行使をするのではないかと懸念する

企業が増えている。このため、株主総会の安定的運営のために政策保有株主を確保する動きに拍車がかかることの建設的対話を通じて企業に対するための方策として、ドイツの優遇税制のようなインセンティブ(誘因)の付与も検討に値すると考えられる。

株式の政策保有は、資本の活用を非効率化し、企業と投資家の対話を阻害する傾向があるため、一般論としては上場企業においては望ましくない。他方、個別の事案においては、企業価値の向上につながる場合も存在しよう。グローバルに展開する外国企業では、外資規制などがある場合を除き、株式保有は支配権を意識して実施される。

そのため本調査では、有報の開示情報(所有者別状況、株主の状況)に基づいて、大株主の状況)に基づいて、「政策保有株主」「機関投資家」「その他の株主」に区分し、過去10年の東証1部上場企業の株主構成を分析した。各区分の定義は、政策保有株主が

政策保有株式はわが国に特徴的な問題であると言われるが、よく似た事象は海外でも見られた。フランスでは、1